

■ さまざまな勘違いも

夫婦同姓は「日本の伝統」ではありません。1876年日本の民法において初めて夫婦の姓のあり方が規定された時、武家の慣習に倣い「夫婦別姓（姓）」と定められました。ところが1898年、明治政府は非常に差別的な家父長制の「家制度」のもとで「夫婦同姓（姓）」を制定。この家制度は戦後まもなく廃止され、婚姻は「家に入るもの」ではなく「両性の合意のみに基づいて成立するもの」と再定義されました。そこで1970年代から約40年にわたり、選択的夫婦別姓の導入が議論されてきました。

1996年2月法制審議会で民法の一部改正の答申に続き、1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされました。一部議員の強硬な反対から法改正に至っていません。

また「夫婦別姓は家族の一体感を損なう」という反対論も聞かれますが、これにも根拠はありません。日本以外に夫婦同姓を強制している国はなく、また日本人と外国人との国際結婚でも夫婦別姓は認められており、家族間で姓が違うことに由来する社会問題が各国で起きているという報告は確認されています。冒頭の内閣府世論調査でも「家族の名字（姓）が違っても一体感（きずな）に影響がないと思う」と答えた国民は64.3%にのぼり、「一体感（きずな）が弱まると思う」と答えた31.5%を2倍以上の大差で上回っています。

■ 国連からも3回も勧告を受けている

「慣習」という名の社会的圧力により、改姓するのは96%が女性という圧倒的な不均等が続いている点について、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、2003年、2009年、2016年と繰り返し民法改正を勧告していますが、政府はこれに沿わない姿勢を続けています。過去に法律で夫婦同姓を義務づけていた国は、明治政府が民法策定のために参考にしたというドイツをはじめ数々ありましたが、120年の間に男女同権の見地から次々と法改正し、日本だけが取り残されている現状です。

■ 2018年には4つの裁判が起きた

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも、結婚及び家族に関する事柄は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と述べました。しかし3年経過した現在も、依然として国会審議は進んでいません。

このような状況に一石を投じるため、2018年1月、婚姻で妻姓に改姓したIT企業社長らが、強制的夫婦同姓による社会的不利益を訴えた訴訟を提起しました。当該訴訟を含め、2018年においては全4件の選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が相次いで提訴されました。そのすべてで男性が原告に含まれていることからも、選択的夫婦別姓の導入は、男女どちらの利益にも適うものであることが明らかです。また、夫婦の姓のあり方を「強制」ではなく「選択」としている以上、夫婦同姓を希望する人たちの権利を奪うものでもありません。

以上の観点から、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の導入は急務といえます。つきましては国に対し、選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を提出いただきますよう要望します。

以上